



衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催 ～令和4年度 指導センター衛生水準の確保・向上事業行動計画を承認～

8月8日(月)、主婦会館プラザエフにおいて東京都生活衛生同業組合の17組合代表者、木村秀嘉東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課長、内田亮日本政策金融公庫国民生活事業本部東京地区統轄室長及び東京都生活衛生営業指導センター専務理事の出席のもと、「令和4年度第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。

会議では、冒頭に指導センターから11月を生活衛生同業組合活動推進月間と定め、生衛組合、関係機関などと連携し、組合未加入者への組合加入勧奨等の広報・啓発を実施することを説明しました。次に、令和4年度衛生水準の確保・向上事業行動計画に基づく事業の推進について、指導センター及び各生衛組合から説明、提案がなされ、審議の結果、全会一致で承認されました。以下の行動計画に基づき、11月を中心に広報・啓発活動などに取り組む予定です。

なお、令和5年2月(予定)に第2回推進会議を開催し、事業の実施報告と評価を行います。



指導センターの主な衛生水準の確保・向上事業行動計画

- ☐ 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催(年2回: 8月・2月)
- ☐ 広報・啓発事業
- ☐ 新規営業許可店舗情報の整備と生衛組合への情報提供
- ☐ 生衛組合活性化塾(研修会)の開催
- ☐ 衛生管理等に関するセミナーの実施
- ☐ 知事等に対する生衛組合、都センターへの支援に関する要請活動の実施



生活衛生関係営業を経営する皆様
11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です！



令和4年度第1回生衛業感染症対策検討会を開催 ～講習会やパンフレット作成の企画を検討!!～

6月30日(木)、主婦会館プラザエフ会議室において、東海林文夫委員長、各同業組合の委員、東京都福祉保健局職員の見計9名の出席により令和4年度第1回生衛業感染症対策検討会を開催、今年度の実施計画などの検討が行われました。

今年度の**感染症対策講習会**については、取り上げるテーマとして「身近に起こる感染症の基礎知識と対処方法」「身近で生息するネズミや衛生害虫などへの対処方法」「食品害虫の基礎知識とその侵入・混入防止対策」等が事務局から提案され、意見交換を行いました。検討の結果、【**身近に起こる感染症**】と【**ネズミや衛生害虫など**】の2つをテーマとして取り上げることとしました。

今後海外との行き来が本格的に回復することにより、海外から持ち込まれるウイルスや細菌などによる、新型コロナウイルス以外の感染症も懸念されます。ヒトと接触する機会の多い生衛業は感染症に接する機会も増えると考えられますので、

その基礎知識や対処方法の一つ目のテーマとしました。また、ネズミ、ゴキブリ、トコジラミなどの衛生動物は、生衛業を営む方にとり歓迎したくない相手ですが、事業継続のためには適切な対応が求められます。そのため、その生態に関する知識や対処方法などについて、「**ベストコントロール**」の考え方も含め、学んでいただくことを二つ目のテーマとしました。

普及啓発用パンフレットについては、**生衛業のための害虫対策**をテーマとしました。感染症を媒介するネズミや宿泊施設の信用にかかわるトコジラミ、飲食店の印象を損なうゴキブリや食品害虫など、いわゆる衛生害虫の被害は身近な問題です。そもそも発生させないための対策、万一発生した場合の駆除対策、専門家への依頼等の諸テーマについて、事例を多用した実用的なハンドブックとする予定です。「**環境的防除**」という最近の主流の考え方の解説もいたします。

第2回検討会は10月に開催を予定しています。

令和4年度第1回後継者育成支援協議会を開催 ～今年度の共催事業として5組合の5事業を採択しました。～

指導センターでは、生衛業が直面している後継者確保の課題に対応するためインターンシップ事業の実施や各生活衛生同業組合との共催事業の実施などを柱とした後継者育成支援事業に取り組んでいます。

7月20日(水)主婦会館プラザエフ会議室において、原田一郎委員長、各同業組合の委員、東京都福祉保健局職員など計9名の出席により令和4年度第1回後継者育成支援協議会を開催しました。今回の会議では、今年度の実施計画、インターンシップ事業の実施状況の報告、昨年度の共催事業の総括及び今年度共催事業の事前審査について協議・検討が行われました。

インターンシップ事業は、都内の中学生、高校生、若者を対象に、美容、理容、麺類、ホテル旅館、中華料理、クリーニングの各組合において、職場体験の受け入れを実施してい

るものです。事業の有効性を再度確認すると共に、学校等との一層の連携や受入店舗数の拡充等の意見交換を行いました。

共催事業は、各生活衛生同業組合と指導センターが共催して、後継者育成に資するイベントや出前事業を実施するものです。ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響でイベント開催には制約もありますが、積極的な対応をいただき、今年度は共催事業として麺類、中華料理、料理、理容、クリーニングの5組合から5事業の申請がなされました。会議の席上、各組合の出席委員から、事業の概要、参加予定人数、見込める効果、予算等の説明がなされ、その後、共催事業として適格性について審査評価を実施しました。

申請された各共催事業は、いずれも審査評価で採択され、各組合にて実施される予定です。各事業の実施状況は本紙においても紹介していきます。

令和4年度第1回外国人対応支援事業企画委員会を開催 ～今年度はアフターコロナに向けた取組を支援する事業を実施～

指導センターでは、平成27年度より外国人対応支援事業に取り組んでいます。

最近2年間は、人材不足が顕著である生衛業における課題解決のため、外国人スタッフ受入れをテーマとした事業を実施してきました。今年度は、インバウンド復活を視野に入れて、事業者の方がアフターコロナへ向けた取組を実施する際に役立てていただける内容で、取組を実施していきます。

8月1日(月)、主婦会館プラザエフ会議室において、令和4年度第1回外国人対応支援事業企画委員会(委員長:松

本泰之元東京観光財団専務理事)を開催し、今年度事業の具体的取組である以下の2項目について検討を行いました。

「**ガイドブック作成**」では、アフターコロナに取り組む生衛業の方を支援するために、外国人観光客を対象としたSNS活用による集客、多言語対応に役立つ各種ツールの活用、キャッシュレス対応などの項目を取り上げて、わかり易いガイドブックを作成することとします。今後2回の企画委員会での検討を経て、令和5年3月に冊子の発行・配布を予定しています。

「**講習会開催**」では、アフターコロナに向けた取組に関する講習会の開催により、基礎的知識・実践的知識の両方について理解を深めることを目的として実施します。「**インバウンドの最新動向と入国制限段階的緩和に合わせた受入戦略**」「**SNSを活用した広報戦略**」「**取組のための関連公的補助金等の紹介**」等をテーマに、外部の専門家の方を講師に招いて講習会を実施します。開催時期は令和4年12月を予定しています。(詳細につきましては、後日指導センターホームページにてご案内いたします。)



センターからのお役立ち情報

令和4年度 生衛業のための感染症対策講習会のご案内

当指導センターでは感染症に対する知識の普及及び注意喚起を目的に年1回講習会を実施しています。今回は、「身近に起こる感染症」と「ネズミ・衛生害虫への対処法」の二つをテーマに、専門家の方にわかりやすく解説していただきます。お申込みいただきご参加下さいますようお願いしています(参加費無料)。

【日時】 令和4年11月29日(火) 14:00~16:00 <開場:13:40予定>

【会場】 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア(JR中央線、東京メトロ丸の内線・南北線、「四ツ谷駅」下車)

【定員】 先着80名 *(定員になり次第締切)

【申込方法(予定)】 組合員の方は下記①、組合員以外の方は下記②の方法でお申し込みください。

①各組合配布の申込書を各組合事務所にFAX

②当指導センターホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上
指導センターあてにFAX (03-3445-8753)

【テーマ:講師】

1部

身近に起こる感染症の基礎知識と対処方法について

講師 東京都福祉保健局 感染症対策部 防疫・情報管理課 課長代理 中島文晴 先生

今後海外との行き来が本格的に回復することにより、海外から持ち込まれるウイルスや細菌などによる感染症への罹患の増加も懸念されます。ヒトと接触する機会の多い生衛業に携わる方には、感染症に対し一層留意することが必要になってきています。

本講習では、東京都で感染症の対策に携わってこられた講師の方に、身近に起こる感染症について、最新の知見や今後の動向なども織り込みながら、感染症の基礎知識や対処方法をわかりやすく説明していただきます。

2部

身近に生息するネズミや衛生害虫などへの対処方法について

講師 公益社団法人 東京都ペストコントロール協会 専務理事 奥村龍一 先生

生衛業を営む方にとって、ネズミ、ゴキブリ、ハエ、蚊、トコジラミなどは、歓迎したくない相手です。施設で侵入・繁殖されると、不快感、健康被害など、大きな脅威をもたらします。

これら有害生物は、定期的な防除で発生を制御することができます。また、ご自身で生息点検や施設環境を整備す

ることで、早期発見や未然防止につながります。

本講習では、有害生物の制御(ペストコントロール)に携わってこられた講師の方に、繁殖方法や侵入経路など、生態に関する基礎知識や対処方法などについて、実務的な視点から説明していただきます。



ダイヤ印刷株式会社
〒101-0021 東京都千代田区外神田6-11-10西岡第二ビル
TEL 03-5817-3351
FAX 03-5817-3350

アイフィスは
あなたの店づくり・評判づくりの
お手伝いをいたします

株式会社アイフィス
〒112-0005 東京都文京区水道2-10-13
TEL 03-5395-1201 FAX 03-5395-1206
[HP] <http://www.ifys.co.jp> [e-mail] info@ifys.co.jp 担当:小原好春



映画部/事業部/不動産部

21世紀の
ドキドキ・ワクワクが私達の仕事です。

大蔵映画株式会社

本社 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-15(目黒西口ビル) TEL 03-3493-6115 (代表)
関東支社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-12(老番館ビル) TEL 03-3573-5566 (代表)

Aflac

公財) 全国生活衛生営業指導センター 賛助会員
公財) 東京都生活衛生営業指導センター 賛助会員

アフラック募集代理店
株式会社
ユニバーサルファミリー

フリーダイヤル
0120-12-6561

〒166-0015 杉並区成田東 5-34-16 ユニバーサルスクエア南阿佐ヶ谷 7階

今から始めておきませんか。
アフラックから
しっかり頼れる介護保険
誕生。

介護状態に合わせて保障する
アフラックの
しっかり頼れる
介護保険



センターからのお役立ち情報

経営特別相談員研修会を開催しました

研修等を年2回開催しています。第1回目は、7月28日(木)に主婦会館プラザエフにおいて開催しました。

研修の概要は次のとおりです。出席した当該相談員の方は終始熱心に聞き入っていました。

1 食中毒の基本情報と対策について

講師：東京都福祉保健局 健康安全部 食品監視課
食中毒調査担当 西野 孝博 氏

「食中毒の発生状況」、「食中毒予防の三原則」等について、クイズなども取り入れ、分かりやすく解説していただきました。

2 生産性向上に向けたガイドライン・マニュアルを活用した経営相談対応

講師：公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
指導調査部長 鎌倉 浩二 氏

「いま何故、生産性向上なのか」、「生産性向上の考え方とガイドライン」について、具体的に説明していただきました。また、令和4年度における生活衛生業のデジタル化推進に向けたモデル事業についてもポイントを解説していただきました。

3 衛経貸付の推薦事務を通じた経営相談、指導及び助言

講師：公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
指導調査部長 鎌倉 浩二 氏

衛経貸付創設の背景や過年度の貸付実績について説明していただき、今後の融資推薦の促進に向けた取組みについても具体的に教授していただきました。

4 融資制度の改正と衛経貸付の推薦上の留意事項等について

講師：日本政策金融公庫 東京中央支店 国民生活事業
融資第三課長 望月 幸美 氏

衛経貸付の推薦書の記入上のポイント、留意点等について、具体例を挙げて分かりやすく解説していただきました。

講義の中からワンポイント情報

●食中毒の基本情報と対策から・食中毒に気をつけましょう!!

令和3年1年間の都内食中毒発生件数は83件、患者数は610名

全国の約12%が都内で発生しています。

季節を問わず食中毒が発生(グラフ参照) 一年中対策が必要
発生件数第1位はアニサキス、患者数第1位はウエルシュ菌による食中毒です。

特に注意して欲しい食中毒：ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスです。

※食中毒予防関係については、センターHP 関係資料を参照してください。

令和2年度 感染症・食中毒 感染予防ハンドブック

平成29年度 食中毒予防ハンドブック など

令和3年 月別 食中毒発生状況(都内)

一年中対策が必要

消費税 令和5年10月 事業者の方へ
インボイス制度が始まります!

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

HAPPO-EN
TOKYO

■結婚式 ■パーティ ■宴会 ■お茶室「夢庵」 ■カフェ「スラッシュカフェ」

HAPPO-EN
TEL: 03-6631-1111 TEL: 0570-064-128(代表)
地下鉄南北線・三田駅白金台駅 2番出口より徒歩1分

ほくほく焼き栗、栗ご飯、栗羊羹に
モンブランやマロングラッセ etc.
秋ってホント美味しい季節ですね。

菅原印刷株式会社
東京都台東区蔵前3-15-1
TEL.03-5687-2211
www.sugawara-p.co.jp

組合だより



納涼会を開催しました！

令和4年8月28日(日)、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2年間中止していた「納涼会」を開催しました。

当日は、感染拡大防止を考慮し、60名以上の定員の大型屋形船「船清 静御前号」に、40名乗船としました。参加者は、東京湾の美しい夜景を眺めながら、イス・テーブル席でプロの料理人が手作りする和食のコース料理を堪能しました。また、船内には「流しの歌手」を呼び、各テーブルのリクエストに応える形で歌を披露し、久しぶりの納涼会は大盛況となりました。

屋形船下船後にはオプションとして、今年4月15日豊洲市場の向かいに新規オープンしたホテル「ラビスタ東京ベイ」に宿泊し、大浴場での入浴や話題の朝食等で日頃の疲れを癒して頂き、皆さんリフレッシュして帰途につかれました。

新型コロナウイルスの影響で、日本中の自粛ムードが未だ冷めない状況ですが、少しずつコロナを意識した楽しみ方で、日常に近づけていきたいと思っています。



一 組合員を増やそう!! 一

1面でご紹介したとおり「11月は生活衛生同業組合活動推進月間」です。

各生衛組合の課題の1つに、新規組合員確保があります。組合加入者の増加のため、様々な工夫をされている組合の中から、今回は美容組合、鮨組合の昨年度の取り組みをご紹介します。



『組合加入トライアルキャンペーン』 R3年度実施の概要

目的：組合未加入の都内美容室を対象に、体験組合員として登録、組合事業や加入メリットを体験していただくを通じ、組合を深く理解いただく



体験メリット：①組合費の免除、②美容所賠償制度加入（掛金免除）、③災害共助会加入（会費免除）、④組合主催の講習会やセミナー参加、⑤組合機関紙・各種情報の送付、⑥顧問弁護士による法律相談（初回無料）⑦組合販売物の購入

加入体験登録期間：令和3年11月1日～令和4年5月23日まで（終了日：令和4年10月31日まで）

今後の取り組み：組合員の新規加入に向けて、令和4年度も11月からトライアルキャンペーンを実施予定

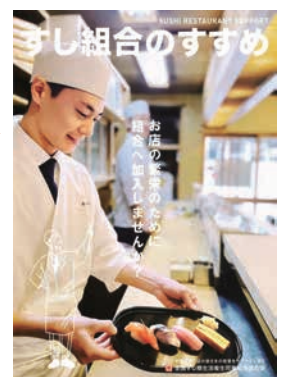


パンフレット 「すし組合のすすめ」を配布

目的：組合加入のメリットをコンパクトにまとめ、わかりやすく表示したものを全国すし商連が令和3年度に作成。都内組合員に配布し、組合加入店確保への繋げていただく

内容：公庫融資時の金利優遇、クレジットカード取扱手数料の引下げ、賠償責任保険など加入保険料、組合事業紹介（すし券発行、販売促進ポスター・経営接客すし技術に関するテキスト・お客様向け小冊子の配布、技術コンクール等の開催等）加入にあたってのQ & A

当センターでも、融資関係で来所される方（すし店の開業を目指す方など）に配布しています。



東京都からのお知らせ

今夏の食品衛生一斉監視実施結果（中間報告）

食中毒の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保するため、都及び特別区・八王子市・町田市は、6月1日から8月31日まで、食品関係事業者等に対する夏の食品衛生一斉監視を実施しています。このたび、6月1日から7月31日までの実施結果について、速報値を取りまとめましたので、お知らせします。

この期間、食品関係営業施設に対し、延べ75,507件の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い等の指導を実施しました。また、食品等3,986検体について検査を実施した結果、大腸菌群が検出された「アイスマルク」等、計2検体の違反を発見し、必要な措置を行いました。

重点監視項目の結果概要

今夏の食品衛生一斉監視では、下記の項目について重点的に監視指導を行っています。

1 大量調理施設等の監視指導 延べ3,714件

食中毒が発生した際に大規模な患者発生につながる集団給食施設、弁当製造施設等に対し、延べ3,714件の立入検査を行いました。その結果、食品の衛生的な取扱い等について184件の指導を行いました。

2 食肉等の取扱い（生食での提供中止等）に関する監視指導 延べ11,677件

食肉を原因とする食中毒を未然に防止するため、飲食店等に対し、延べ11,677件の立入検査を行いました。その結果、鶏刺し等鶏肉を生で提供していた施設等に対して、十分な加熱の実施等について261件の指導を行いました。

3 HACCP*の取組支援 延べ31,544件

食品等事業者に対し、延べ31,544件の立入検査を実施し、衛生管理計画の作成、記録の実施等の指導を行いました。

*HACCP（ハサップ Hazard Analysis and Critical Control Point）：

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

4 その他

期限表示やアレルギー表示等を中心に、186,342品目の食品に対し食品表示法に基づく表示監視を行いました。その結果、867品目の食品に対し表示改善を指導しました。

テイクアウトや宅配等を実施する飲食店に対し、延べ2,500件の立入検査を実施し、調理済食品の速やかな放冷、冷却等の適切な温度管理等について監視指導を行いました。その結果、調理時及び運搬時の食品の温度管理の徹底等、49件の指導を行いました。

上記の一斉監視事業の実施結果については、事業実施後に取りまとめ、食品衛生関係事業報告において公表を行う予定です。

問合せ先

福祉保健局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4404

生活衛生関係営業施設数

(令和4年6月末現在)

環境関連	施設名	施設数	備考
	理容所	7,656	
	美容所	25,903	
	クリーニング所	2,827	リネン・取次所を除く
	興行場	464	映画・演劇のみ（多目的・スポーツ・その他、仮設除く）
	旅館・ホテル	3,664	
	簡易宿所	1,242	
	普通公衆浴場	476	銭湯のみ（うち公営銭湯1を除く）

食品関連	改正前営業種目	施設数	改正後営業種目	施設数
	一般飲食店	110,039	飲食店営業（一般飲食店）	36,372
	旅館・ホテル	1,579		
	バー・キャバレー	8,237		
	民生食堂	13		
	すし屋	3,441		
	そば屋	3,268		
	仕出し屋	1,456		
	弁当屋	5,277		
	そう菜店	5,999		
	コンビニエンスストア等	66		
	喫茶店営業（店舗）	2,484	食肉販売業（届出を含む）	4,892
	食肉販売店	4,183		
	氷雪販売業	1		
			氷雪販売業（届出）	136

※令和3年6月の改正食品衛生法施行により、食品関連については営業種目の内訳が変更になりました

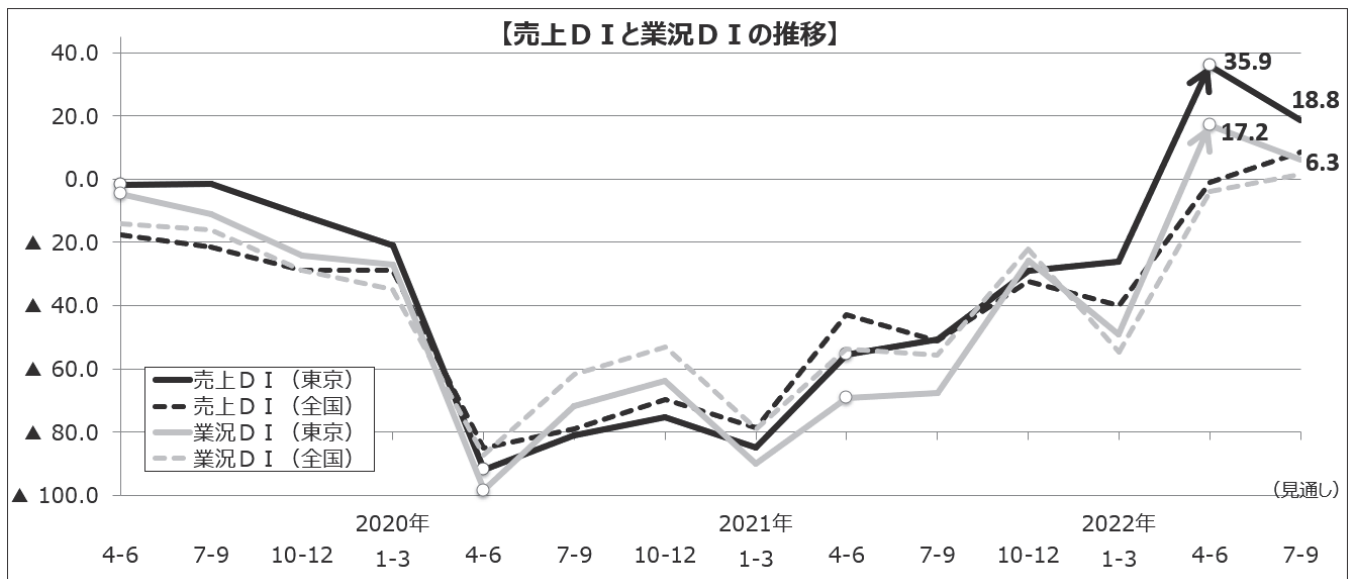
※経過措置期間が設けられているため、改正前・後それぞれの法に基づく営業を分けて計上しています

生活衛生関係営業の皆さまへ

「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」と「日本公庫ダイレクト」のご案内

2022年4～6月期景気動向 ～生活衛生関係営業の景況～

- 売上D I (東京) 35.9 (前期比 62.1 ポイント上昇、前年同期比 91.3 ポイント上昇)
- 業況D I (東京) 17.2 (前期比 66.4 ポイント上昇、前年同期比 86.4 ポイント上昇)
- 来期(7～9月期)は、売上D I、業況D Iともに低下する見通し



* 四半期毎。白抜き記号は、各年4～6月期。

日本公庫 **ダイレクト**来店不要!
会員登録無料!

PCやスマホから手軽にサービスを利用!

日本公庫からのおすすめ情報をメールで取得できたり、各種証明書の発行、お取引状況の確認といったさまざまなサービスがご利用いただけます*。



おすすめ情報の受信



各種証明書の取得



セミナー情報の確認・申込

JFC 日本政策金融公庫



詳しくはWebサイトをご覧ください

🔍 日本公庫ダイレクト

検索

* お取引状況によっては、一部のサービスがご利用いただけない場合がございます。

(行こうよ! 公庫)

事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

※ 音声ガイダンスが流れた後に「1」を選択してください。※ 受付時間: 平日9時～19時

日本公庫ダイレクト

🔍 検索

日本政策金融公庫
国民生活事業

11月は登録促進月間 理容店・美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の皆様へ 消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録しましょう!!

詳しい内容は、指導センターホームページをご覧ください。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
S safety 安全であること S sanitation 清潔であること S standard 安心であること
3つのSを約束します。

11月は、
Sマーク
標準営業約款普及
登録促進月間
です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公財財団法人全国生活衛生指導センター 都道府県生活衛生指導センター

- Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準約款制度（Sマーク）に従って、安全・安心・清潔を約束する3つのSを備えたお店です。

安全 Safety 安心 Standard 清潔 Sanitation

- 登録対象となるお店は、理容店・美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店です。

●メリット

- ・安心安全を求める消費者ニーズに応えることができます。
- ・日本政策金融公庫の貸付制度の特別利率が適用され、通常の利率よりも低利で利用できます。
- ・Sマークを各種のPRに活用できます。

●登録費用

区 分	手数料	標識代等	計
新規登録（3年有効）	6,600円	3,300円	9,900円
再 登 録（5年有効）	2,360円	1,300円	3,660円

賛 助 会 員 加 入 社 一 覧

タカラベルモント株式会社
〒107-0052 港区赤坂7-1-19 TEL.3404-1793

株式会社八芳園
〒108-8631 港区白金台1-1-1 TEL.0570-064-128

アフラック生命保険株式会社東京総合支社
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F TEL.3344-1580

日本たばこ産業株式会社東京支社
〒103-8603 墨田区横川11-17-7 TEL.6703-0567

株式会社クロスウェーバー
〒107-0052 港区赤坂4-3-15 FSK赤坂ビル TEL.5573-8754

株式会社ピュアリンクス
〒104-0032 中央区八丁堀3-8-1栄ビル3F-C TEL.6228-6878

明治記念館
〒107-8507 港区元赤坂2-2-23 TEL.3403-1171

株式会社アイフィス
〒112-0005 文京区水道2-10-13 TEL.5395-1201

菅原印刷株式会社
〒111-0051 台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL.5687-2211

プラネットワークス株式会社
〒150-0041 渋谷区神南1-5-14三船ビル406 TEL.5728-3576

株式会社ミツウロコヴェッセル
〒104-0031 中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン TEL.3257-6316

株式会社ユニバーサルファミリー
〒166-0015 杉並区成田東5-34-16 ユニバーサルスクエア南阿佐ヶ谷7階 TEL.0120-12-9761

大蔵映画株式会社
〒141-0021 品川区上大崎2-24-15 目黒西口ビル10階 TEL.3493-6115

ダイヤ印刷株式会社
〒101-0021 千代田区外神田6-11-10 西岡第2ビル TEL.5817-3351

株式会社夢グループ
〒112-0013 文京区音羽2-10-2 音羽NSビル5F TEL.5395-7503

株式会社日本トリム東京支社
〒104-0032 中央区八丁堀3-25-7 Daiwa八丁堀駅前ビル4F TEL.3537-1611

(令和4年9月1日現在)

視点を換えれば、世の中は変わる

当たり前はもう
当たり前じゃないかもしれない
今日、明日をつくろう
世界は、昨日と同じか。

Rethink
PROJECT



JTは「Rethink PROJECT」を推進しています。